

乙第2号議案

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年5月2日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）及び過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年総務省令第20号）の一部が改正され、平成29年4月1日から施行されることに伴い、県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について特に緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

(別紙)

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例（平成14年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条から第8条までの規定中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

第9条中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に、「情報通信技術利用事業（過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定する情報通信技術利用事業）」を「農林水産物等販売業（過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定する農林水産物等販売業）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第9条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。